

平成30年度【継続】自伐林家等林業機械レンタル

事業のポイント

高知おおとよ製材株式会社の本格稼働や県内2箇所の木質バイオマス発電所の稼働により、増加する原木需要や、既存の県内加工施設が必要とする原木を確保するため、自伐林家等小規模林業を実践する者(小規模林業推進協議会の会員)が行う原木生産に必要な林業機械等のレンタルを支援することにより、原木の増産を図ります。

また、原木の安定供給のため、補助事業により生産された原木の半分以上を県内の市場や加工事業者等に出荷していただくことにより、地域に必要な原木生産の一翼を担う林業就業者として活躍していただきます。

【事業の内容等】

事業主体：小規模林業推進協議会の会員

補助事業者：市町村

事業実施される方は、市町村に事業計画書等を提出していただくこととなります。

補助対象経費：レンタル料及び回送に要する経費(消費税及び返却時の修繕経費等を除く)

補助対象機械等：バックホウ(0.25m³規格相当以下、グラブ付き含む)、林内作業車、普通トラック、ダンプトラック、トラックレーン、木材の集材・運搬に必要な機械

レンタル期間：6ヶ月以内

補助率：2分の1以内

補助金額の上限は林業機械の種類で2通りに区分。

①補助金額の上限15万円/月・台以内

対象機械：バックホウ(6~8t・0.25m³相当、グラブ付き含む)、ダンプトラック、トラッククレーン、林内作業車

②補助金額の上限10万円/月・台以内

対象機械：①以外のその他の機械(バックホウ(3tクラス)等)

予算額：H30当初予算 4,700千円 (H29年度当初予算 4,700千円)

事業実施期間：平成27年度から30年度までの4年間

〈採択要件〉

- (1) 小規模林業推進協議会の会員であること。
- (2) 補助事業により生産される原木の半分以上を県内の原木市場や県内に木材加工施設を有する事業者等(※1)へ優先して出荷しなければなりません。
- (3) レンタルにより新たに小規模林業に取り組む方は問題ありませんが、既に原木を生産している方は、過去3年間(生産量が「0」の年も含む)の平均生産量を上回る原木の生産をしていただく必要があります。ただし、当年度の計画が作業道開設のみ等により生産量が少ない場合は、翌年度計画で判断することとなります。
- (4) 対象となる樹種は、スギ・ヒノキ・広葉樹(木炭・椎茸栽培用含)とします。
- (5) 安全な施業を実施するために、事業実施主体は、レンタル機械の操作に必要な研修の受講や資格を取得してください。
- (6) 補助金の申請後に、レンタル機械が変更になる場合は事前に変更申請が必要です。
- (7) 機械は法人登録をされたレンタル会社等からレンタルしてください。(個人からのレンタルは対象外)
- (8) レンタルの費用の補助残は自己負担となります。(他の補助事業との重複禁止)
- (9) 補助事業の申請等に使用した関係書類は、補助事業を実施した翌年度から5年間は大切に保管して下さい。

※1 上記(2)の「県内に木材加工施設を有する事業者等」には、木質バイオマス発電施設、木質ペレット製造施設、温泉施設、チップ工場、木炭生産・椎茸栽培を営む者を含みます。